

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

基準看護等の承認
健康保険法による保険医の登録
結核予防法による指定医療機関の辞退
結核予防法による医療機関の指定
米飯提供業者の登録
牛のピロプラズマ病検査等の実施

告示

鳥取県告示第四百七十五号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、基準看護、基準給食及び基準寝具設備として次のとおり承認した。

昭和三十八年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	所在地	基準看護		基準給食		基準寝具		承認年月日	採点表用
		承認番号	対象	承認番号	対象	承認番号	対象		
鳥取博愛病院	鳥取市瓦町九					第(寝)五号	一般二病棟 三三二床	三八、八、一	乙の二
日野病院	日野郡日野町根雨					第(〃)六号	一般五病棟 七〇床	"	"
広江病院	米子市上後藤					第(〃)七号	精一五一病棟	"	甲

山陰労災病院	米子市皆生一、四八〇	(看) 第二類 第六号	精 七〇病床	(食) 第四一号 結	一般四病床 一七九病床 二病床				
米子病院	米子市日原								

鳥取県告示第四百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

北尾 学 鳥取市吉方八〇六 鳥医二〇〇一 昭三八、八、二五

中島 洋一 日野郡日野町根雨七三一 ≧ 一〇〇二 ≧

上杉 卓 ≧ ≧ 一〇〇三 ≧

鳥取県告示第四百七十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があ

つたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所 在 地

昭和三十八年八月五日 入江 医院 鳥取県東伯郡東伯町下伊勢

鳥取県告示第四百七十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十八年八月二十三日 小坂 医院 米子市桃町一丁目三四 小坂 博

二十六日 中浜診療所 境港市新屋町五五 相原 村子

鳥取県告示第四百七十九号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住居 所 営業所の所在地

鳥振第二六八号 昭三八、八、二三 佐々木隆温 国民宿舍 鳥取市尚徳町一一六 三九〇 鳥取市浜坂字東浜一、

第一六九号 福田 鷹幸 丸福食堂 船木五二 四四の一 桂木字西ヶ岡二

第一七〇号 福田 繁治 菊橋 川端三丁目五〇の一 住所に同じ

鳥取県告示第四百八十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査、投薬及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年九月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ピロプラズマ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
肝てつ検査 虫卵検査及び皮内反応
肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
だに駆除 BHC散布

別表、ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日 実施区域 実施場所

九月 十六日 東伯町旧古布庄 中津原検診場

十七日	倉吉市旧上小鴨	別宮
十八日	東伯町旧下郷	生竹
二十日	倉吉市旧小鴨	下光好
二十三日	東伯町旧下郷	小鴨
二十五日	東伯町旧下郷	美好
二十七日	旧上郷	福永
二十八日	岩美郡岩美町	公文
十八日	岩美郡岩美町	小田
十九日	岩美郡岩美町	蒲生、法正寺
二十日	岩美郡岩美町	鳥越、銀山
二十一日	岩美郡岩美町	塩谷、横尾
二十三日	鳥取市	矢矯
二十五日	鳥取市	洞谷
二十六日	鳥取市	一ツ橋、双六原
二十七日	鳥取市	瀬田蔵
二十八日	岩美郡国府町	雨滝、大石
三十日	岩美郡国府町	広西、美敷

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
九月 十六日	岩美郡岩美町	小田検診場
十七日	福部村	福部
十八日	国府町	大成、宇倍野
十九日	鳥取市	津ノ井、美穂
二十日	鳥取市	大和、大正
二十一日	鳥取市	吉岡
二十三日	鳥取市	明治
二十五日	鳥取市	末恒
二十六日	鳥取市	神戸
二十七日	鳥取市	賀露